

令和5年度前橋市デジタル導入補助金交付要項

令和5年4月3日から適用

<p>取扱担当課                  前橋市役所産業政策課（前橋市役所 本庁舎 6階）                  電話 027-898-6983（直通）                  027-224-1111                  電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp</p>
---

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内の事業者が電子商取引やデジタル技術の導入への取組のため。設備導入に要した経費の一部を補助することにより、本市産業の活性化を図ることを目的とします。																		
内容	用語の定義	<p>1 中小企業者                  中小企業基本法「昭和38年法律第154号」第2条に規定する中小企業者をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">以下のいずれかを満たしていること</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 製造業、その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>② 卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③ 小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>④ サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf">http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf</a>）を参照のこと。                  ※資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。                  ※但し、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。                  ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。（但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。）                  ・ 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。</p> <p>2 事業所                  事業者が自らの事業の活動場所として使用し、他社に賃貸する目的以外の建物等</p>	業種	以下のいずれかを満たしていること		資本金	従業員数	① 製造業、その他	3億円以下	300人以下	② 卸売業	1億円以下	100人以下	③ 小売業	5千万円以下	50人以下	④ サービス業	5千万円以下	100以下
	業種	以下のいずれかを満たしていること																	
資本金		従業員数																	
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下																	
② 卸売業	1億円以下	100人以下																	
③ 小売業	5千万円以下	50人以下																	
④ サービス業	5千万円以下	100以下																	
補助事業者	<p>次のいずれにも該当するものとします。</p> <p>1 市内で業を営みその業による収益を得ている個人事業主及び中小企業者（法人であっては株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人）</p> <p>2 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係</p>																		

		<p>を有していないもの</p> <p>3 市税を完納しているもの ただし、次に掲げる業種の事業者を除きます。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの</p> <p>(2) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいいます。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア A－農業、林業</p> <p>イ B－漁業</p> <p>ウ F－電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>エ G－情報通信業のうち中分類39（情報サービス業）、中分類40（インターネット付随サービス業）I（卸売業、小売業）のうち電気事務機械器具小売業（中古品を除く）(5932)</p> <p>オ O－教育、学習支援業のうち、中分類81－学校教育</p> <p>カ P－医療、福祉</p> <p>キ R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類93－政治・経済・文化団体、94－宗教、95－その他サービス業、96－外国公務</p> <p>ク S－公務（他に分類されるものを除きます。）</p>
<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 対象事業</p> <p>市内事業所、工場、店舗（以下「事業所等」という）で行われる新規経済活動（オンライン業務や消費税インボイス制度への対応）等への実施に必要な設備導入事業であって、次のいずれにも該当するものとしません。</p> <p>(1) 市内事業所等での使用を目的とした事業。</p> <p>(2) 国、県、市、民間団体、企業等からの補助を受けない事業</p> <p>(3) 補助対象事業費が1万円以上の事業</p> <p>(4) 交付決定後に着手し、令和5年12月28日までに完了する事業</p> <p>(5) 市内業者（前橋市内に本店・支店を有する者）へ発注する事業</p> <p>補助事業者は、発注する相手方を市内業者（前橋市内に本店・支店を有する者）としなければなりません。</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) ハードウェア購入費 新規事業に必要となるハードウェア（パソコン、タブレット、プリンター、スキャナ、レジスター）の購入に係る経費</p> <p>(2) 初期設定費 設備導入に係る初期設定や操作指導に係る経費</p> <p>(3) 取付工事費 設備導入に不可欠な工事に係る経費</p> <p>ただし、次に該当するものは補助対象外とします。</p> <p>(1) 譲渡、交換、貸し付け、又は担保を目的とした事業</p> <p>(2) 私的な使用を目的とした事業</p> <p>(3) 以下に係る経費</p>	

	<p>(4) 補助金交付決定以前に着手したものに係る経費</p> <p>(5) リースによる物件の取得に係る経費</p> <p>(6) 中古設備に係る経費</p> <p>(7) 既存機器の撤去除却に係る経費</p> <p>(8) 保守料やサブスクリプションによる経費</p> <p>(9) 消費税等の公租公課</p> <p>(10) 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係にある会社、役員を兼務している会社等）、三親等以内の親族が経営している会社に支出する経費</p> <p>(11) その他本要項目的に合致しないもの</p>
交付金額	<p>交付金額は予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内、補助金の上限額は5万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。</p>
交付条件	<p>1 この補助金の利用は、1事業者につき1回まで。また、令和5年度前橋市生産性向上設備導入補助金およびDX推進補助金を利用する場合、本補助金は利用できません。</p> <p>2 複数拠点に対する補助事業は対象外となります。</p> <p>3 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>4 補助対象経費の支払は、現金、現金振込で支払うこととし、令和5年12月28日までに決済を終え、補助対象設備の所有権を自らが有することとします。 ただし、市長がやむを得ないと判断する特別な事情があると認める場合は、この限りではありません。</p> <p>5 事業実施にあたり、各種ポイントや商品券等の還元があった場合は、交付決定額から控除します。</p> <p>6 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した物品を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p> <p>8 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、本要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>1 申請時期 令和5年7月3日から7月14日まで 下記の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。（実績報告、請求も同様です。）</p> <p>2 提出書類 (1) 交付申請書（様式第1号） (2) 収支予定内訳書（別紙1）</p>

		<p>(3) 見積書・仕様書（メーカー・型番の明記されたもの）</p> <p>(4) 決算書（個人事業主の場合は確定申告書）</p> <p>(5) 事業所所在地等を証明できる書類 （法人の場合は法人登記全部事項証明書の写し） （個人事業主の場合は自動車運転免許証等の写し）</p> <p>(6) 創業後事業実績が1年未満の事業者にあつては直近3か月分の月次売上表など帳簿等</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 提出方法</p> <table border="1"> <tr> <td>窓口</td> <td>前橋市役所6階産業政策課</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時15分までとします。</td> </tr> </table>	窓口	前橋市役所6階産業政策課	メール	kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時15分までとします。
窓口	前橋市役所6階産業政策課					
メール	kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時15分までとします。					
交付申請の手続等	交付決定の時期等	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p> <p>1 抽選について 申請金額の合計が予算額を上回った場合には、受付期間後に公開抽選を実施します。抽選実施の有無及び抽選結果等については本市ホームページに掲載します。</p>				
	実績報告書の提出	<p>1 令和5年12月28日までに事業を完了し、補助事業完了後30日以内又は令和5年12月28日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。事業の完了とは支払い、納品、設置の全てが終了した状態のことを指します。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第4号）</p> <p>(2) 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（請求書等）</p> <p>(3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書等）</p> <p>(4) 完成写真（設置写真及び型番部分の写真等）</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。</p>				
	請求の方法、支払時期等	<p>1 補助金額確定通知書受領後、次の書類により請求してください。 補助金交付請求書（様式第7号）</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>				
	対象事業が変更等となった場合の手続	<p>補助事業者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書（様式第8号）を提出してください。</p> <p>1 補助対象経費の変更* 補助対象経費が30パーセント以上変更する場合</p> <p>2 代表者等の変更 代表者及び所在地等が変更する場合</p> <p>3 その他 補助事業の目的及び実施方法等について大幅な変更を希望する場合 ただし、交付決定通知書により通知した内容の変更を伴わない軽微な変更については申請書の提出は不要となります。</p>				

	<p>変更等承認決定の時期等</p>	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
	<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。  (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき  (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき  2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。  (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額  (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 補助金交付申請書（様式第1号）  2 事業収支予定内訳書（別紙1）  3 交付決定通知書（様式第2号）  4 実績報告書（様式第3号）  5 事業収支内訳書（別紙2）  6 補助金額確定通知書（様式第4号）  7 補助金交付請求書（様式第5号）  8 変更等承認申請書（様式第6号）  9 変更等承認通知書（様式第7号）</p>